

高濃度PCB廃棄物^(※) 処分期間の終了迫る！

古い工場、ビルに注意！



変圧器・コンデンサー・
業務用蛍光灯の安定器

平成 **30** 年 **3** 月 **31** 日まで

※高濃度PCB含有変圧器・コンデンサー等

絶縁油等としてPCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用されている電気機器は、法律で上記期間内に処分することが義務付けられています。期間内の適切な処分にご協力下さい。

- PCBは人体に有毒な物質です！
- 期間内に処分しない場合は行政処分の対象となります！

※高濃度PCB含有安定器・汚染物等の処分期間は平成33年3月末までです。

詳細は裏面へ 

▶ PCBはこんな場所に!?

※通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり、大変**危険**です。
電気機器の確認の際は必ず、**電気保安技術者等に依頼**してください。

古い照明器具を使用していますか?
1977年3月以前の建物にはPCBを含んだ安定器が使用されている可能性があります。

倉庫

建物

キュービクル等で、PCBを含んだ変圧器やコンデンサーを使用していますか?

変圧器

コンデンサー

倉庫等で、長年保管している電気機器はありませんか?

※1 電気事業法の「電気工作物」に該当する場合は、九州産業保安監督部への届出が必要です。
※2 「※1」を除く使用中の高濃度PCB使用製品(安定器等)、PCB廃棄物は所管事務所への届出が必要です。(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事業所がある場合は各市役所にお問い合わせください。)

▶ PCB廃棄物処理に必要な手順



高濃度PCB廃棄物の処分先

変圧器
コンデンサー

安定器
汚染物等

平成**30**年**3**月末まで

平成**33**年**3**月末まで

JESCO北九州PCB処理事業所
(Tel: 093-522-8588)

まずは確認!そして届出を!
※確認は電気保安技術者等に依頼してください。

※JESCO: 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
※中小企業が高濃度PCB廃棄物を処分する場合は処分費用の軽減措置があります。詳しくはJESCO中小企業担当(0120-808-534)にお問い合わせ下さい。
※PCB濃度が0.5mg/kg 超から 5,000mg/kg 以下の場合は、低濃度PCB廃棄物として平成39年3月末までに民間の無害化処理認定施設等での処理となります。
※無害化処理施設等: 環境省HP
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

困ったときはこちらに相談! (平日10:00~17:00、平成30年3月30日まで)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 **0120-985-007**

福岡県

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係
TEL: 092-643-3363
ホームページ: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>
お問い合わせは右記の保健福祉環境事務所連絡先をご参照ください。
(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事業所がある場合は各市役所にお問い合わせください。)

事業所所在地	保健福祉環境事務所	連絡先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、郡珂川町	筑紫	(092)513-5612
古賀市、宗像市、福津市、中間市、糟屋郡、遠賀郡	宗像・遠賀	(0940)36-6322
直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、鞍手郡、田川郡、桂川町	嘉穂・鞍手	(0948)21-4812.3.4
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	北筑後	(0942)30-1058
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	南筑後	(0943)22-6964
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築	(0930)23-2380